

說 明 資 料

(資産課税等)

目

次

相続税・贈与税

・ 年齢別人口構成の推移	1
・ 死亡者数の推移	2
・ 家計（個人企業を含む）資産残高（実質）の推移（試算）	3
・ 家計（個人企業を含む）資産残高（名目）の推移	4
・ 家計資産・雇用者所得（指数）等の推移	5
・ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高（構成比）	6
・ 世帯主の年齢階級別実物資産の現在高（構成比）	7
・ 世帯類型別資産保有状況（貯蓄現在高階級別）〔試算〕	8
・ 世帯類型別資産保有状況（住宅・宅地資産額階級別）〔試算〕	9
・ 相続税の基本的仕組み	10
・ 相続税の階級別の課税状況等	11
・ 税制改正に伴う相続税の負担率の推移	12
・ 相続税の負担の推移（商業地）	13
・ 主要諸外国の相続税の負担率	14
・ 課税価格階級別の相続税負担率の日米比較	15
・ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要	16
・ 農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の特例の仕組み	17

・ 贈与税の仕組み	18
・ 贈与税の課税状況の推移	19
・ 主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み	20
・ 過去の中期答申等における相続税に関する記述（抄）	21

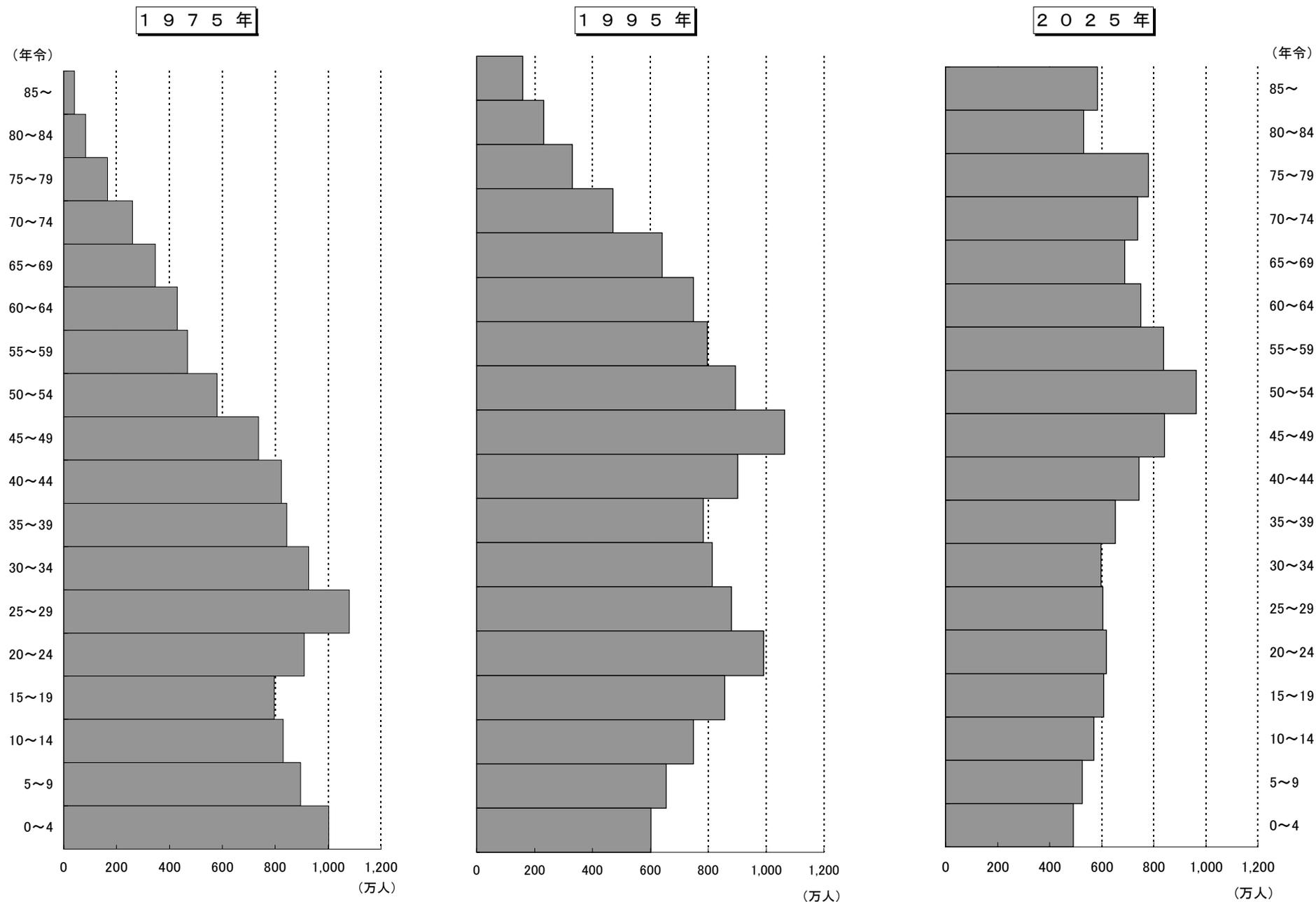
その他の資産課税等

・ 登録免許税の概要	28
・ 登記の種類別登録免許税額（平成10年度課税実績）	29
・ 土地に係る登録免許税の負担調整措置の概要	30
・ 諸外国における土地売買に係る流通税負担（商業用地の場合のモデル試算）	31
・ 主要諸外国における不動産売買に係る流通税等（概要）	32
・ 登録免許税の実効税率・土地取引件数の推移	33
・ 地価公示価格指数	34
・ 所得水準等の推移	35
・ 過去の中期答申等における登録免許税に関する記述（抄）	36
・ 印紙税の概要	38
・ 印紙税の課税文書及び税率等の概要	39
・ 国税収入に占める印紙税収入の割合の推移	41
・ 諸外国の印紙税の概要（主なもの）	42
・ 過去の中期答申等における印紙税に関する記述（抄）	43

税収

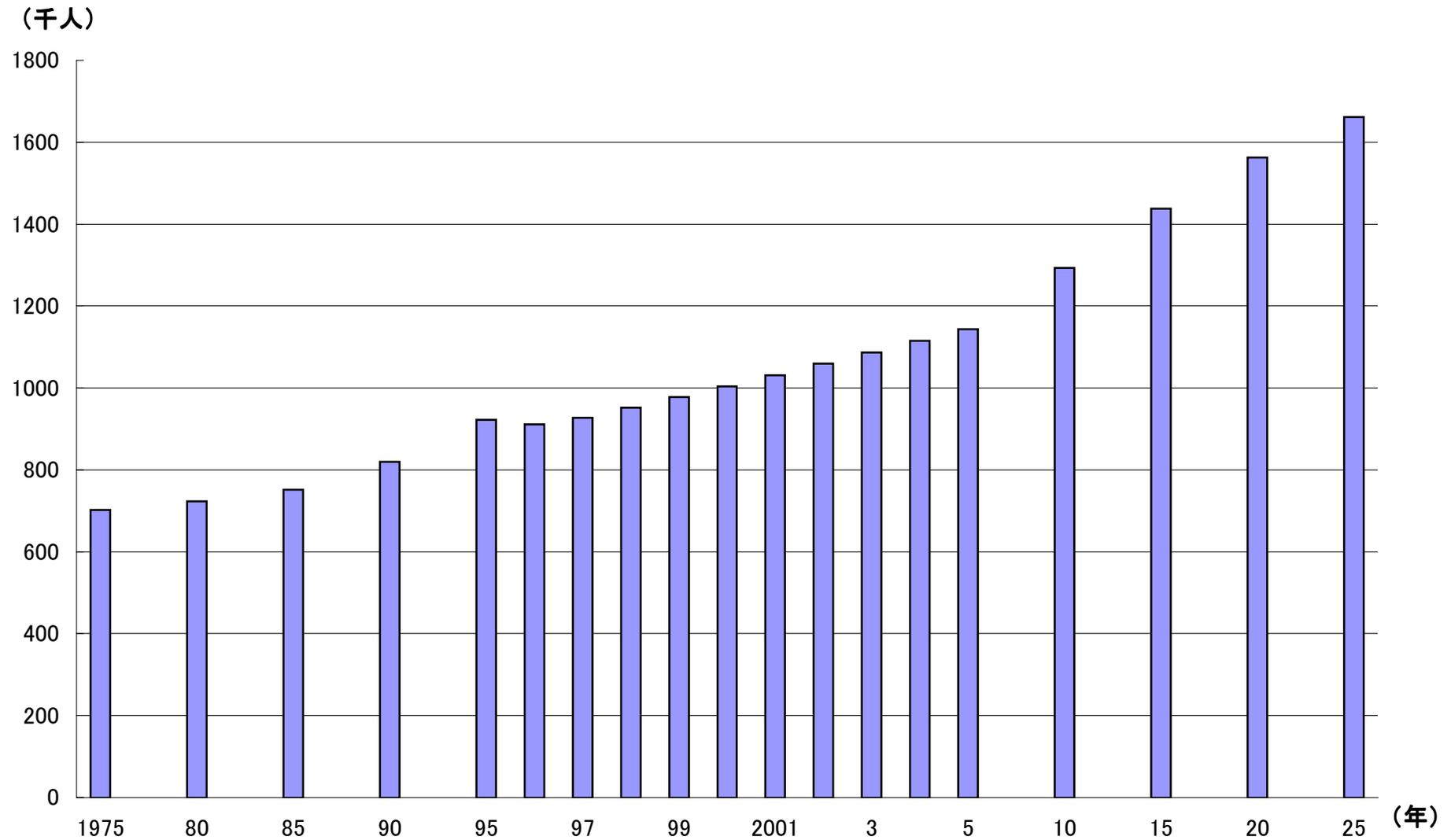
- 国税収入の推移44

年齢別人口構成の推移



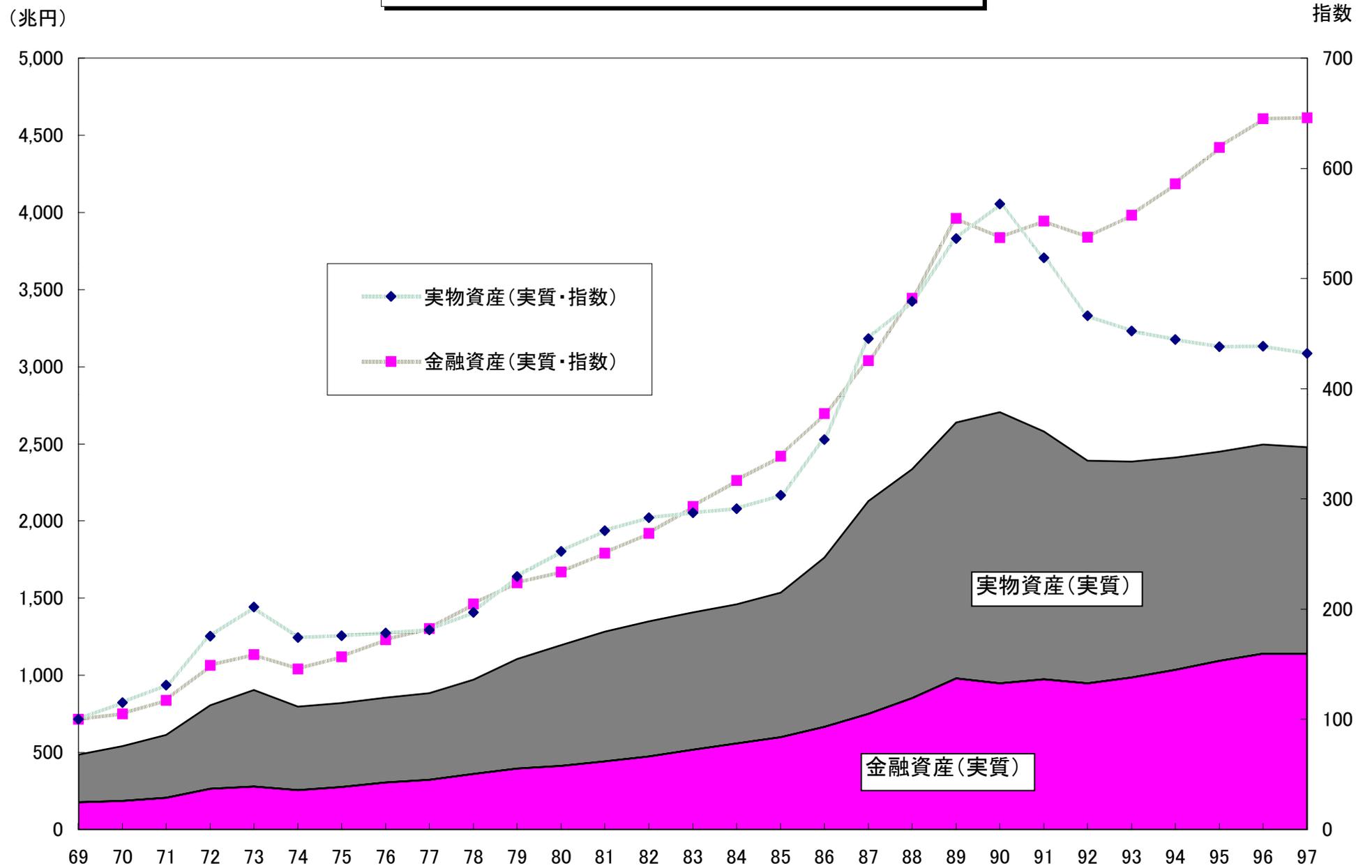
(出典) 1975年、1995年は「国勢調査」、2025年は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による。

死亡者数の推移



(備考) 1995年までの計数は「人口動態統計」による実績値であり、1996年以降の計数は「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、1997年1月推計)」による推計値である。

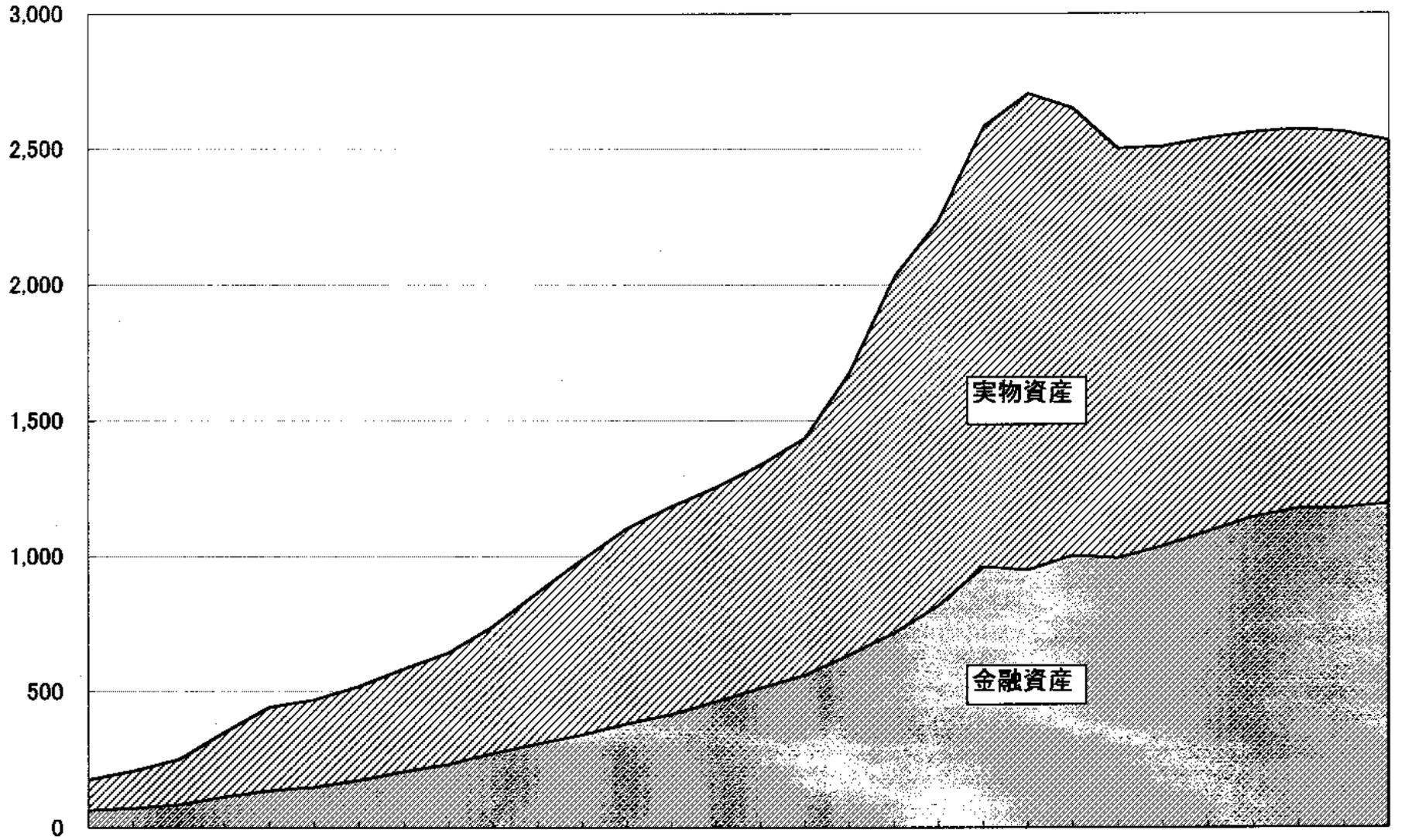
家計(個人企業を含む)資産残高(実質)の推移



(資料)「国民経済計算年報」より作成

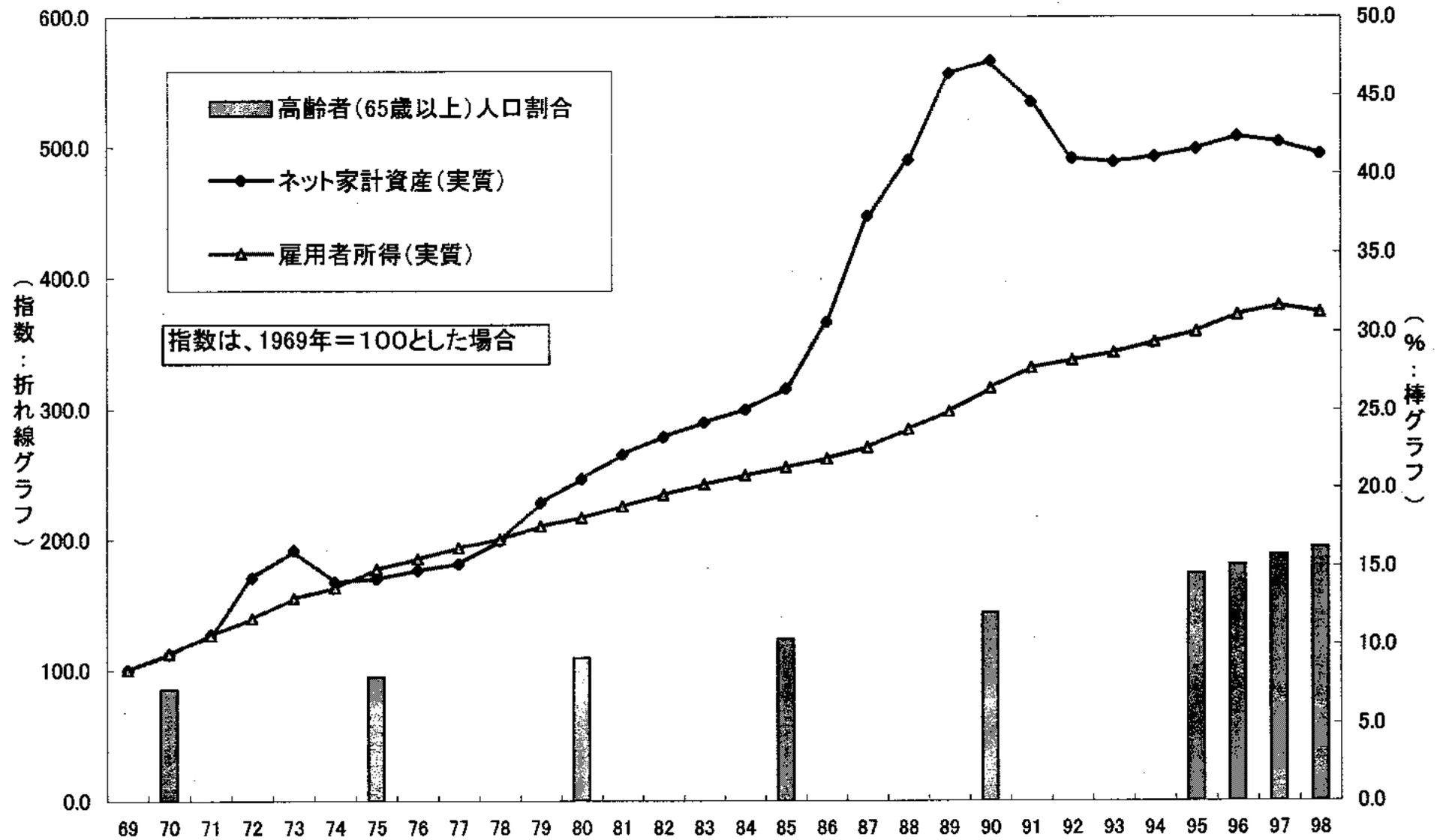
家計(個人企業を含む)資産残高(名目)の推移

(兆円)



69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98
(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。
(資料)「国民経済計算年報」より作成

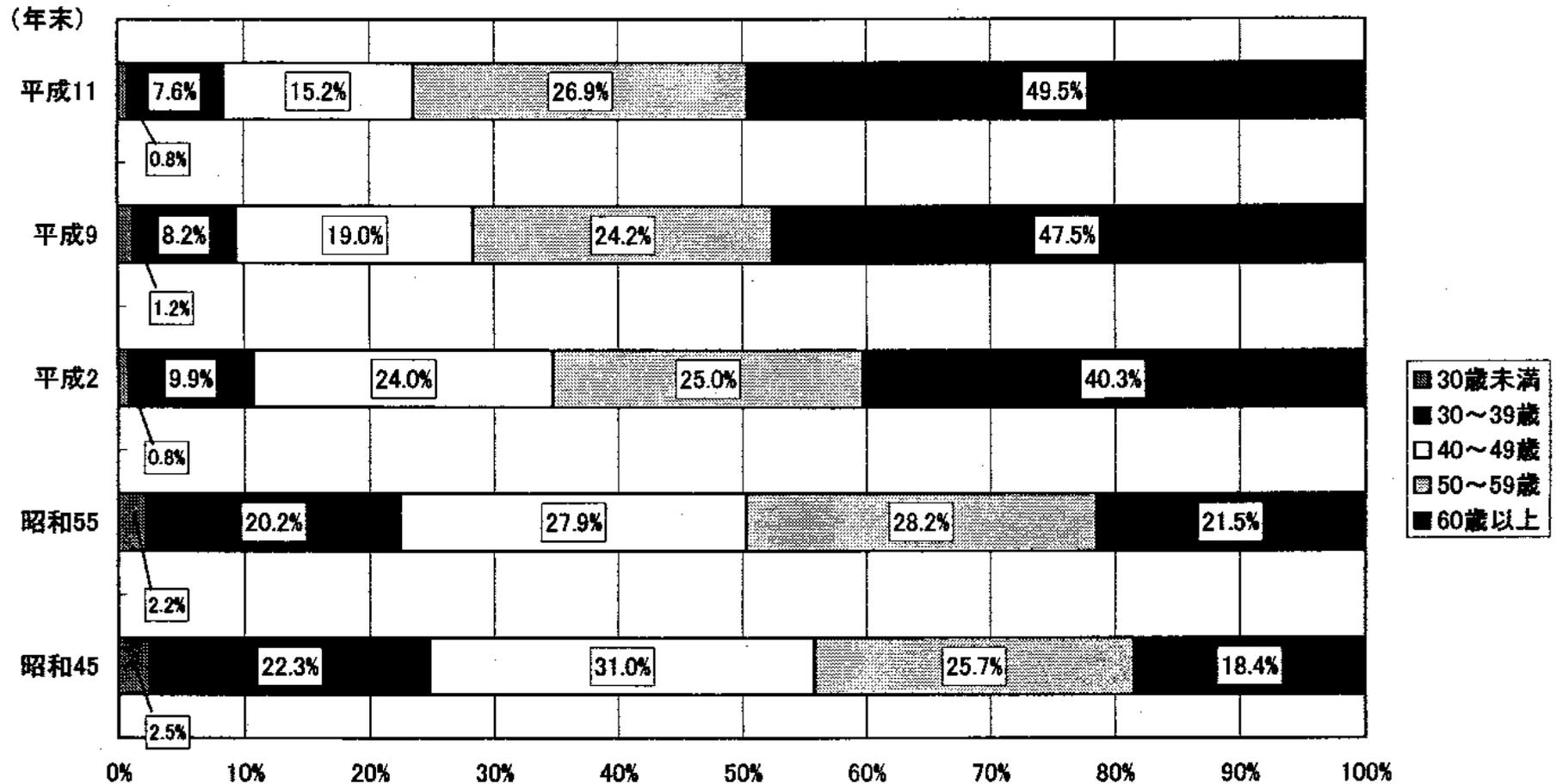
家計資産・雇用者所得(指数)等の推移



(注)「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたもの。

(資料)「国民経済計算(経済企画庁)」、「日本統計年鑑(総務庁統計局)」より作成。90暦年基準のデフレーターで実質化。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)

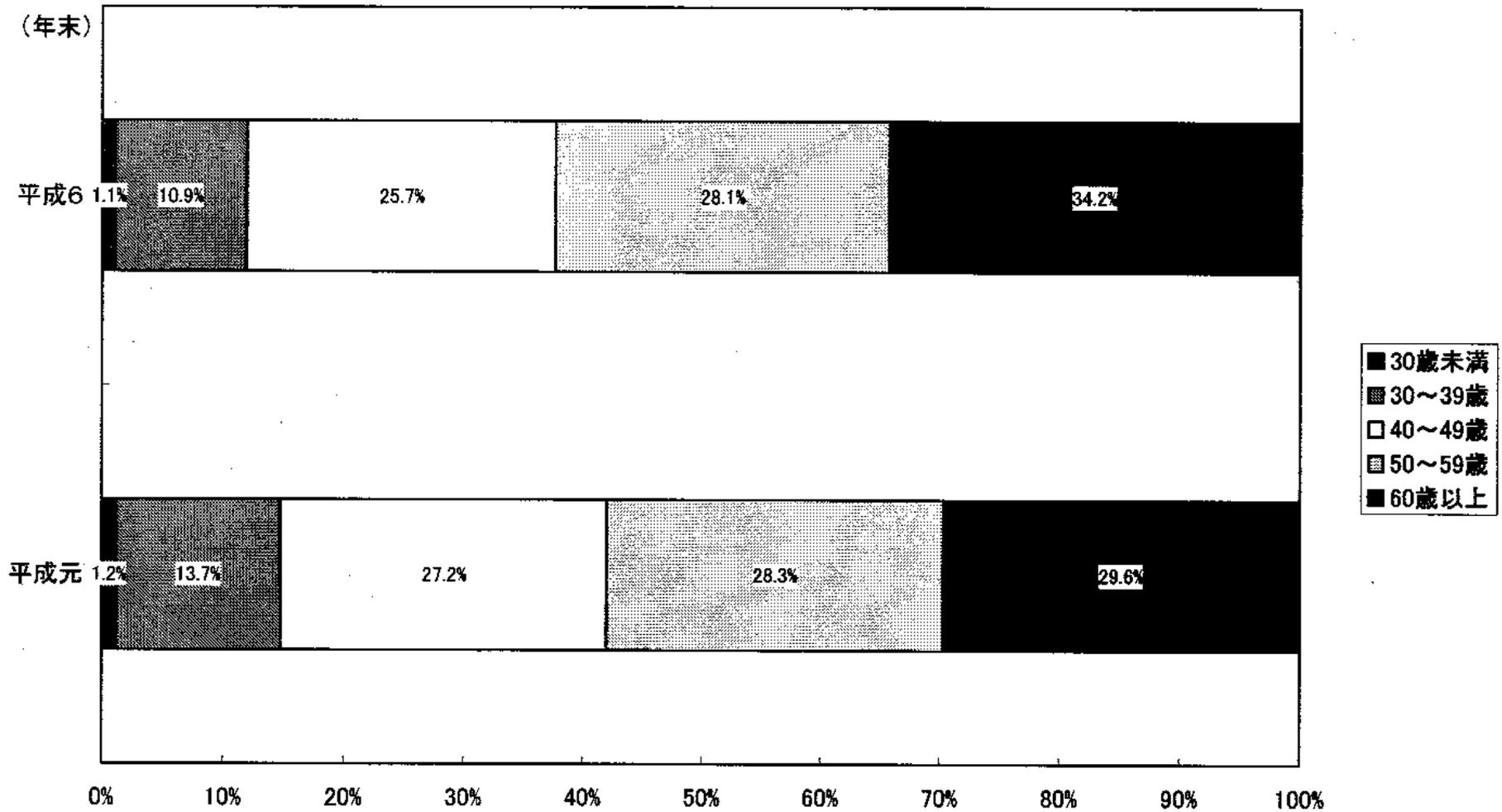


(資料)総務庁統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

世帯主の年齢階級別実物資産の現在高(構成比)



(資料)総務庁統計局「全国消費実態調査報告」より試算。

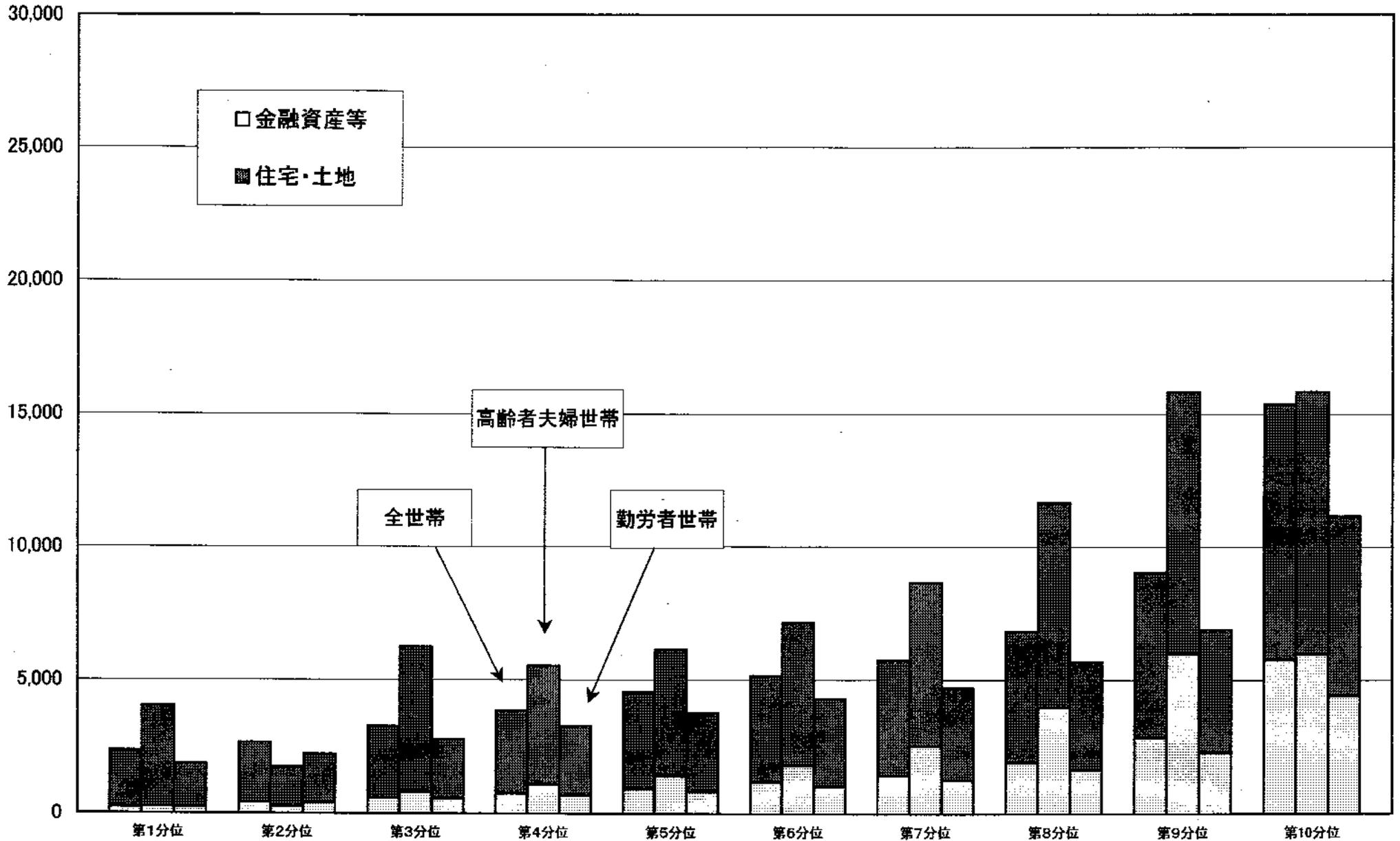
(注)「世帯主」とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

また、二人以上の一般世帯のデータを使用。

「実物資産」とは、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権などをいう。

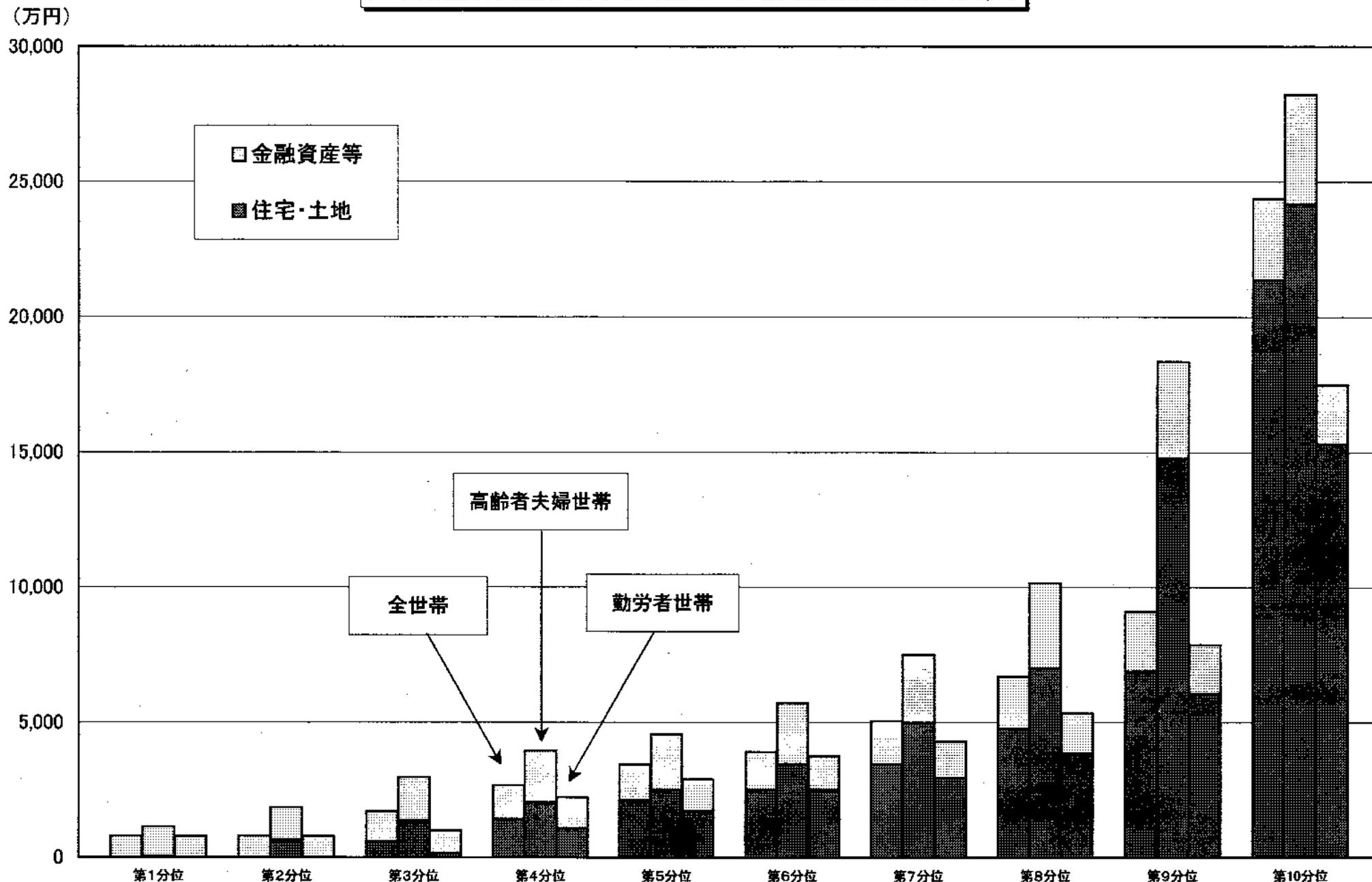
世帯類型別資産保有状況(貯蓄現在高階級別)[試算]

(万円)



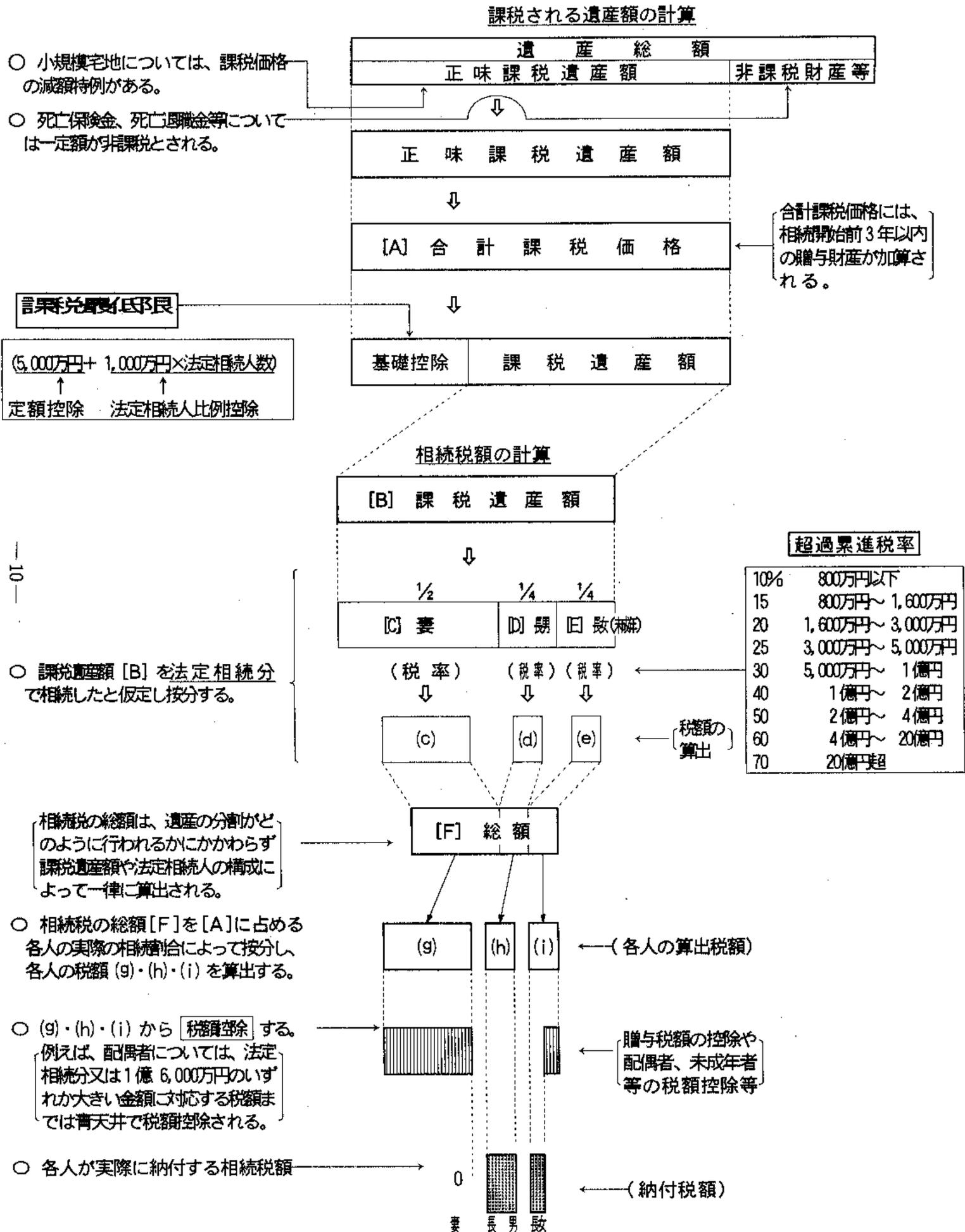
1. 「高年齢夫婦世帯」=二人以上の一般世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯
 2. 「勤労者世帯」=二人以上の一般世帯のうち、世帯主が会社、官公庁、商店等に雇用されている世帯
 3. 「金融資産等」=貯蓄現在高(預貯金、保険掛金、有価証券等)、耐久消費財、ゴルフ会員権の合計
- (資料)「平成6年 全国消費実態調査報告」に基づき、一定の機械的方法により10分位に区分し、試算したもの

世帯類型別資産保有状況(住宅・宅地資産額階級別)[試算]



1. 「高齢者夫婦世帯」=二人以上の一般世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯
 2. 「勤労者世帯」=二人以上の一般世帯のうち、世帯主が会社、官公庁、商店等に雇用されている世帯
 3. 「金融資産等」=貯蓄現在高(預貯金、保険掛金、有価証券等)、耐久消費財、ゴルフ会員権の合計
- (資料)「平成6年 全国消費実態調査報告」に基づき、一定の機械的方法により10分位に区分し、試算したもの

◎ 相続税の基本的仕組み



相続税の階級別の課税状況等

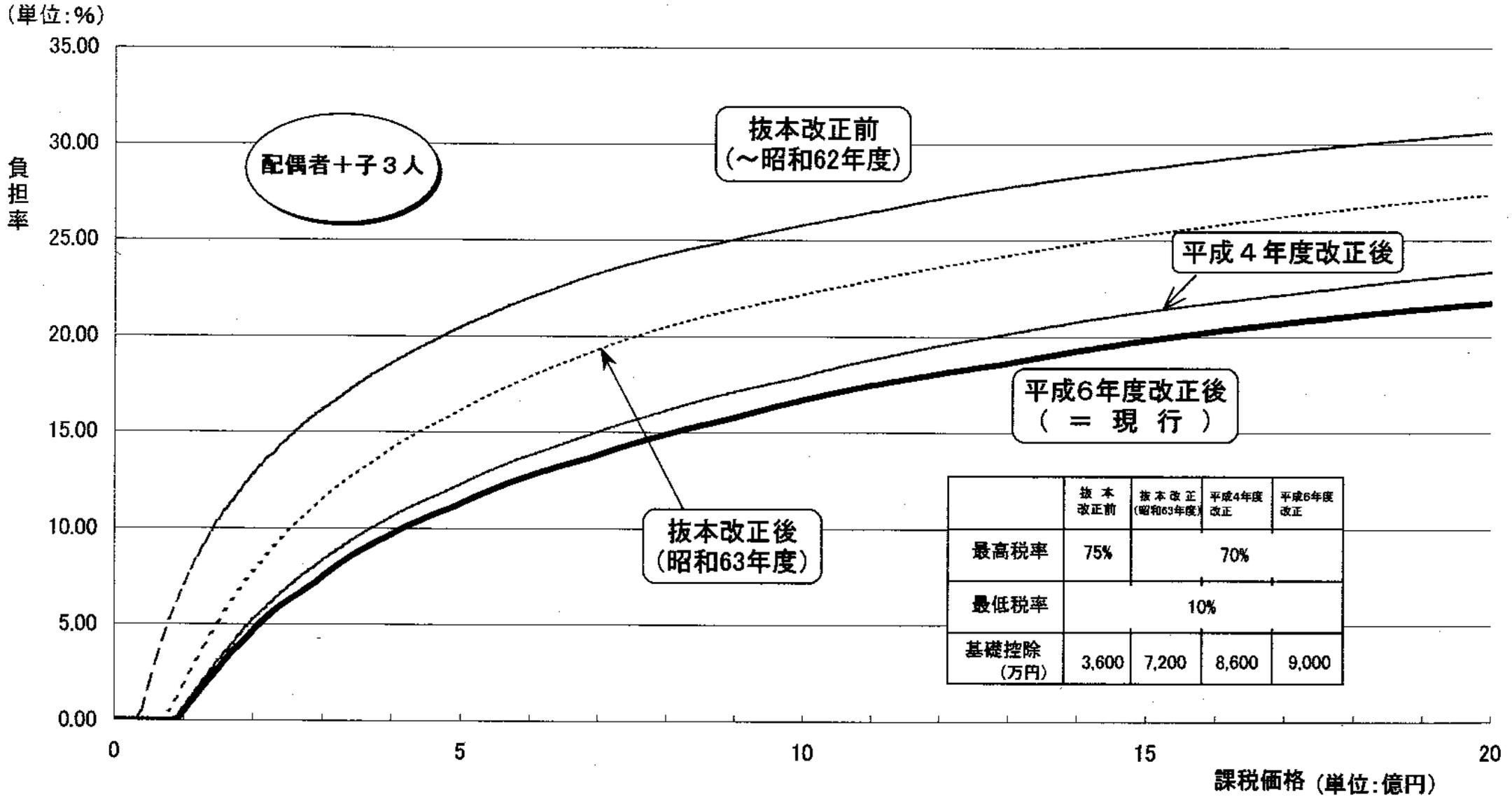
課税価格 階級区分	平成9年分					
	件数		平均 課税価格	納付 税額	平均 納付税額	(b)/(a)
	件数	累積割合	(a)	税額	(b)	
件	%	万円	億円	万円	%	
1億円以下	7,414	15.3	8,568	87	117	1.4
1億円超	21,464	59.4	14,177	1,145	533	3.8
2億円超	8,218	76.3	24,340	1,559	1,897	7.8
3億円超	6,016	88.7	38,106	2,792	4,640	12.2
5億円超	2,328	93.5	58,730	2,238	9,612	16.4
7億円超	1,457	96.5	83,127	2,329	15,983	19.2
10億円超	1,293	99.1	135,981	4,153	32,118	23.6
20億円超	421	100.0	362,357	4,977	118,226	32.6
合計	48,611		28,457	19,278	3,966	13.9

法定相続人員別の被相続人の件数						
合計	法定相続人件数					
	1人	2人	3人	4人	5人超	なし
件	件	件	件	件	件	件
7,414	1,331	2,481	2,576	998	-	28
21,464	945	3,275	6,476	5,754	5,000	14
8,218	231	966	2,247	2,222	2,547	5
6,016	138	629	1,598	1,640	2,007	4
2,328	45	258	524	657	843	1
1,457	34	129	315	393	586	-
1,293	29	102	246	367	549	-
421	4	28	76	121	192	-
48,611	2,757	7,868	14,058	12,152	11,724	52

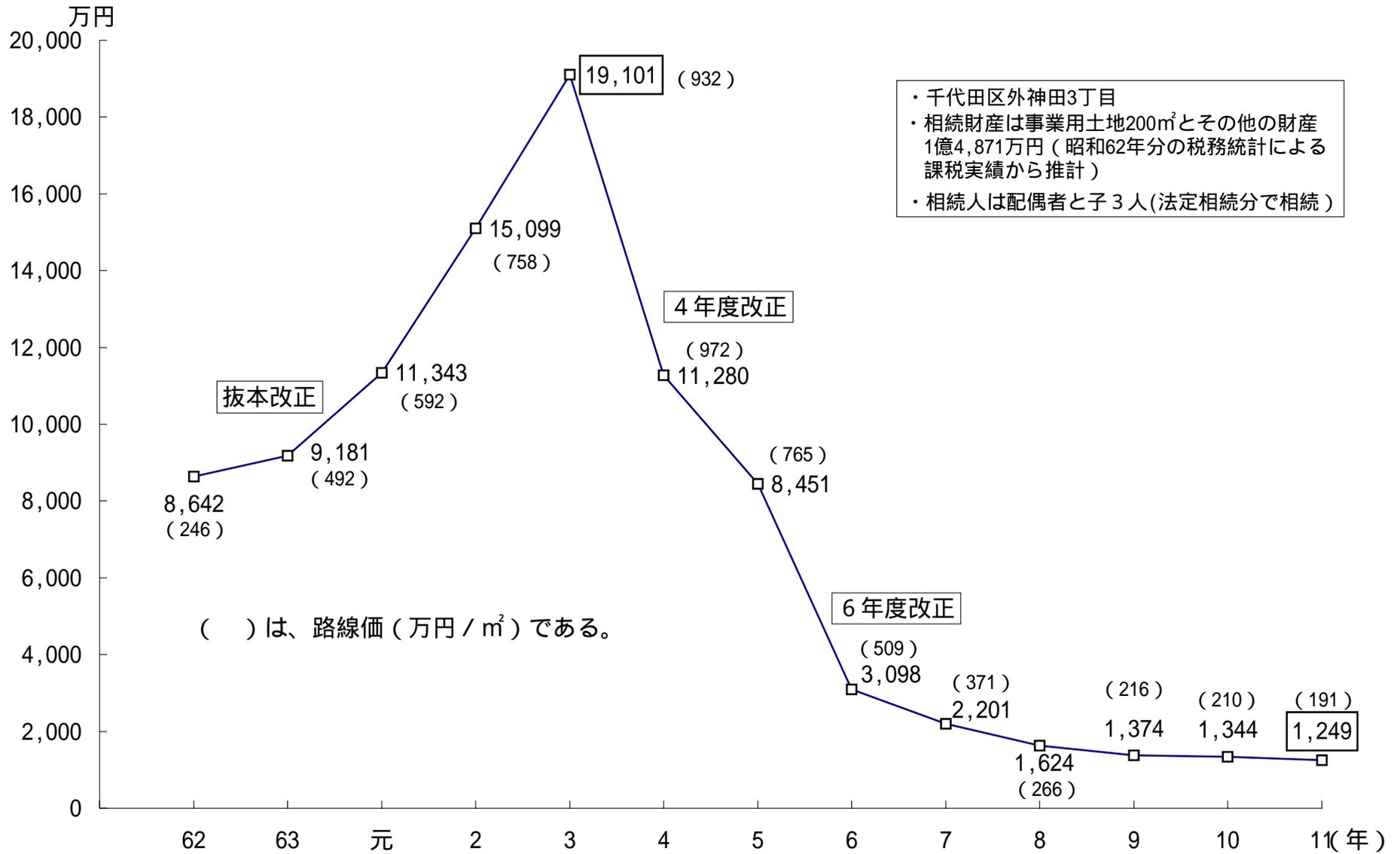
(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数であるため、「相続税の課税状況の推移」の計数(修正申告等を含む。)と一致しない。

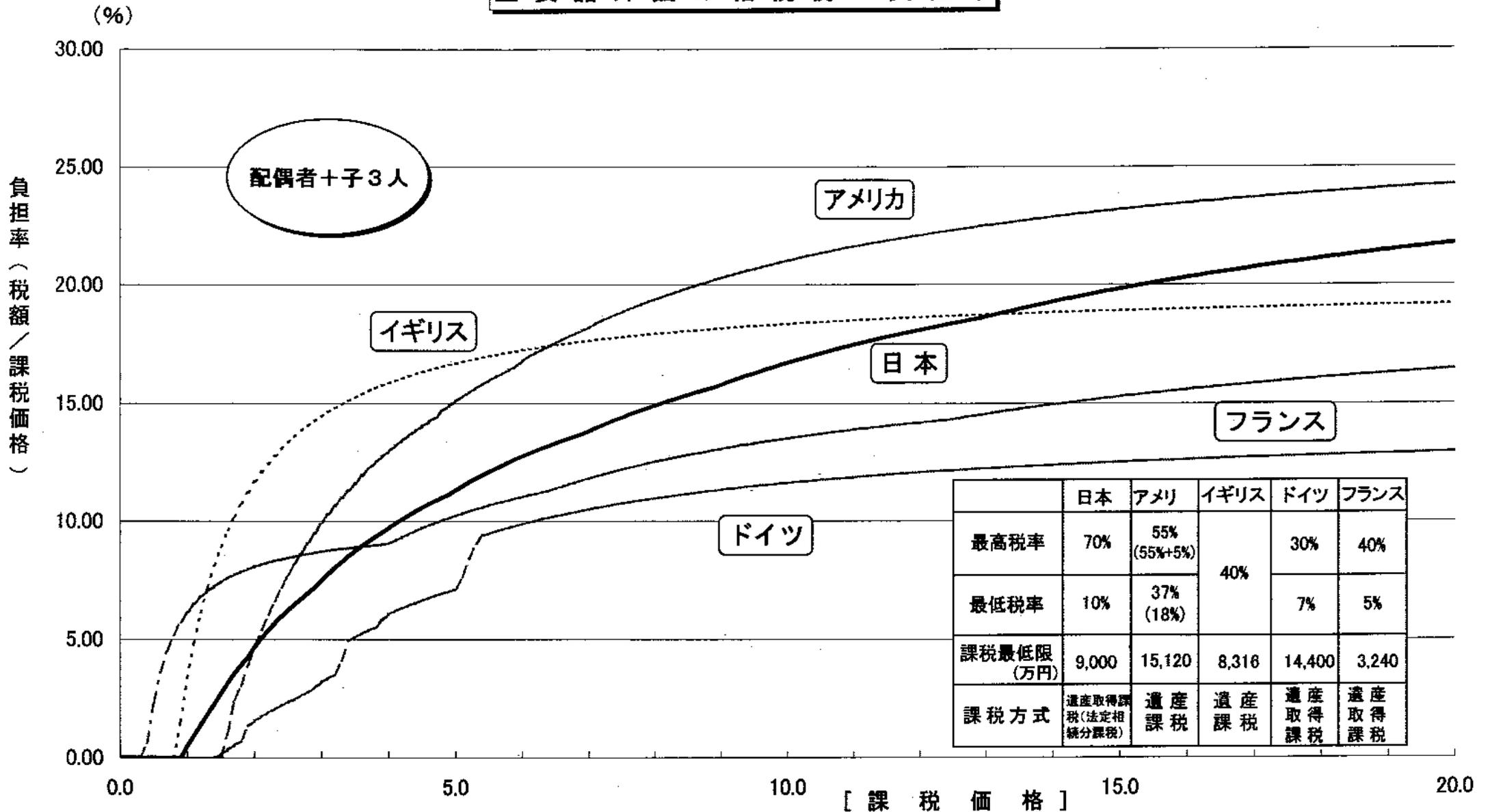
税制改正に伴う相続税の負担率の推移



相続税の負担の推移（商業地）



主要諸外国の相続税の負担率

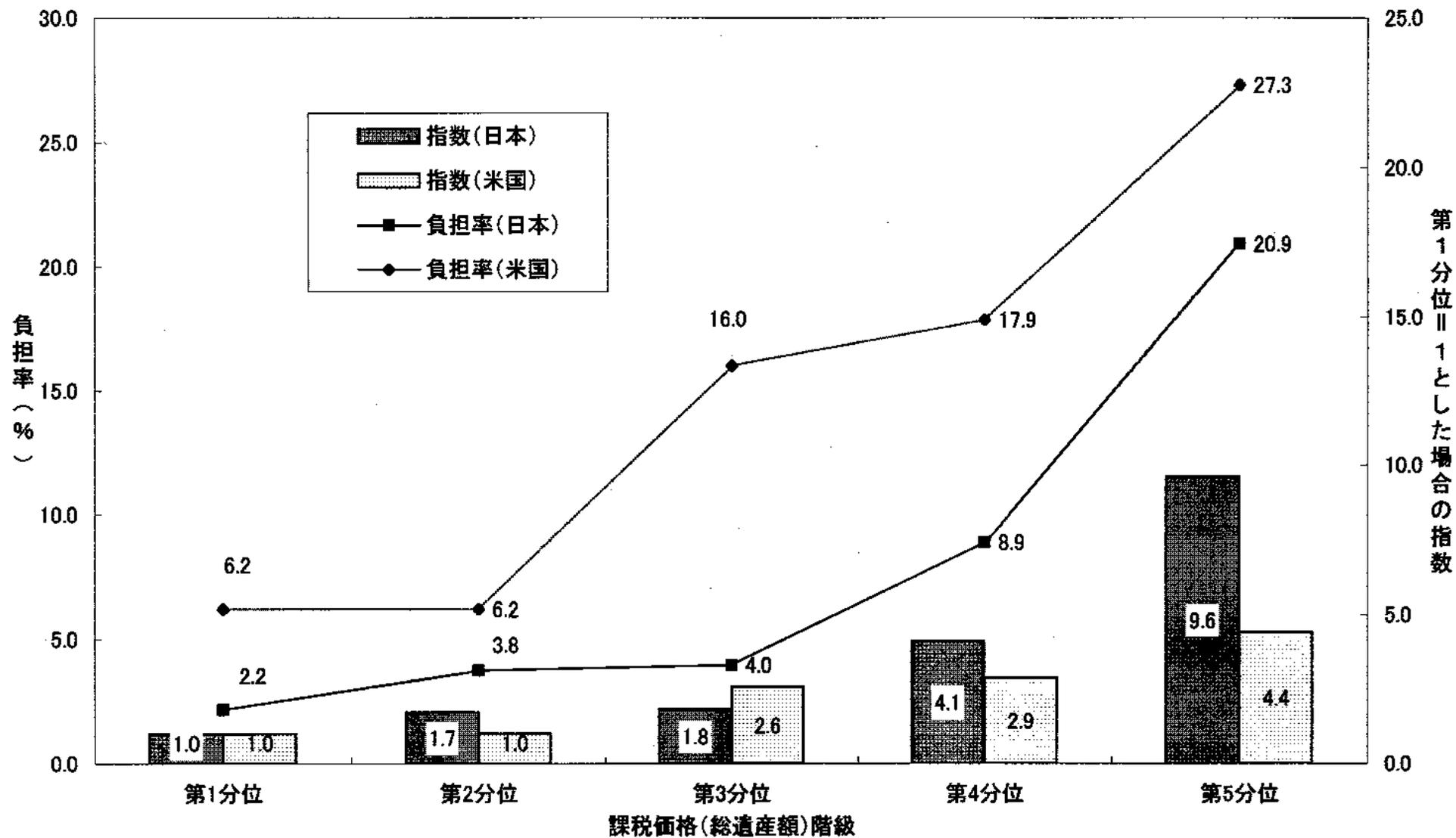


(備考) 基準外国為替相場及び裁定外国為替市場による(平成12年上半期レート 1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円) (億円)

(注1) 課税最低限は、配偶者が遺産1/2、子が残りの遺産を均等に取得した場合の額である。

(注2) アメリカは税額控除方式を採用しているため、注1のようなケースでは、算出される税額が統合税額控除(22,055万ドル)相当額(2,470万円)以下となる遺産額(135万ドル(15,120万円))以下に適用される税率(18%~34%)は、結果として最終的な税額には反映されない。また、遺産のうち2,000万ドル(22.4億円)超、3,436.8万ドル(38.5億円)以下の部分については、55%の超過累進税率に5%の税率が加わり、その部分の税率は合計60%になる。

課税価格階級別の相続税負担率の日米比較



(注1) 日本^①の負担率＝納付税額／課税価格、米国^②の負担率＝納付税額／(課税遺産額＋配偶者控除額)

(資料) 日本は1997年分の税務統計、米国は1996年分の税務統計より、それぞれ機械的方法により5分位に区分し試算

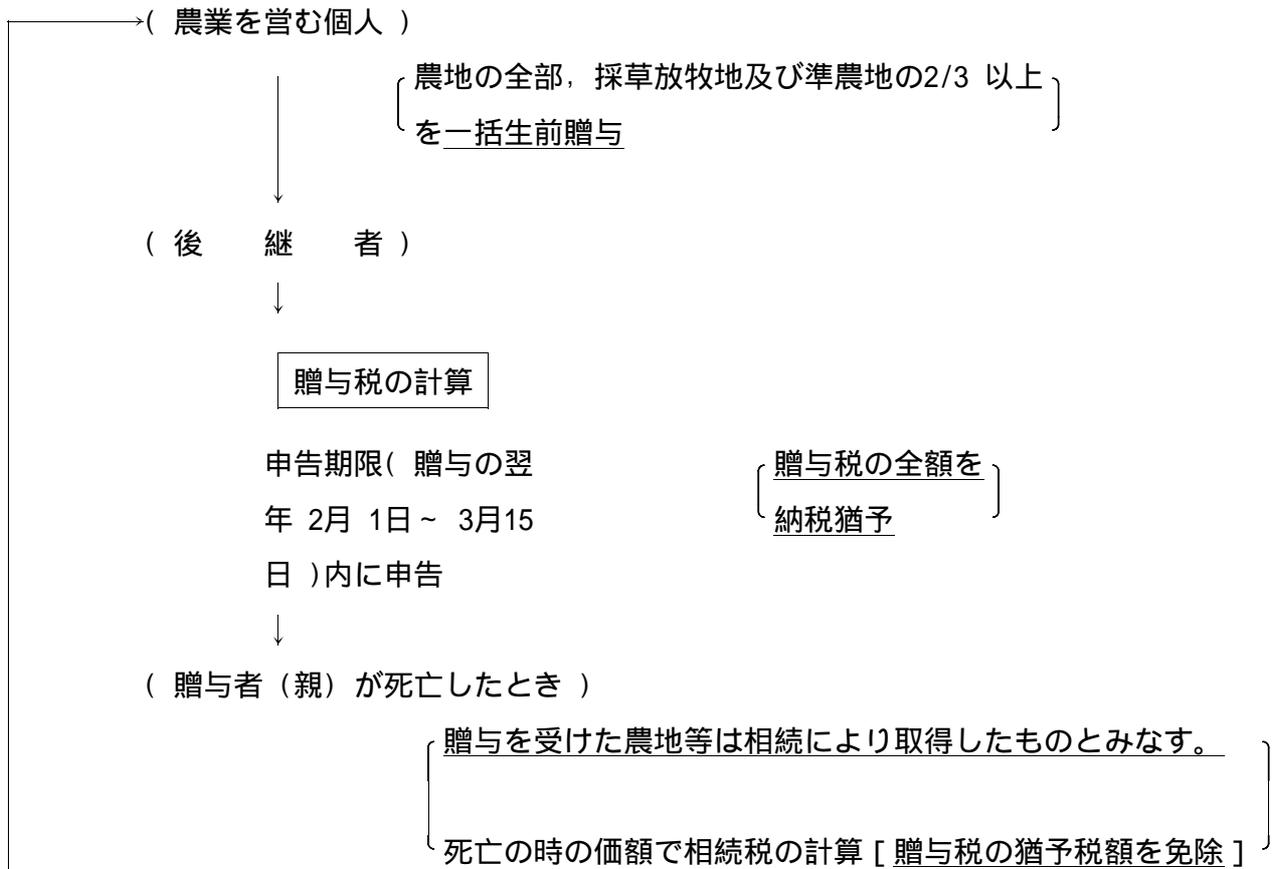
小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

区 分	内 容	土地等の価額の減額割合	適用対象面積
事業用宅地	事業を継続	80%	330㎡まで
	事業を継続せず	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	200㎡まで
	居住を継続せず	50%	200㎡まで
不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地		50%	200㎡まで

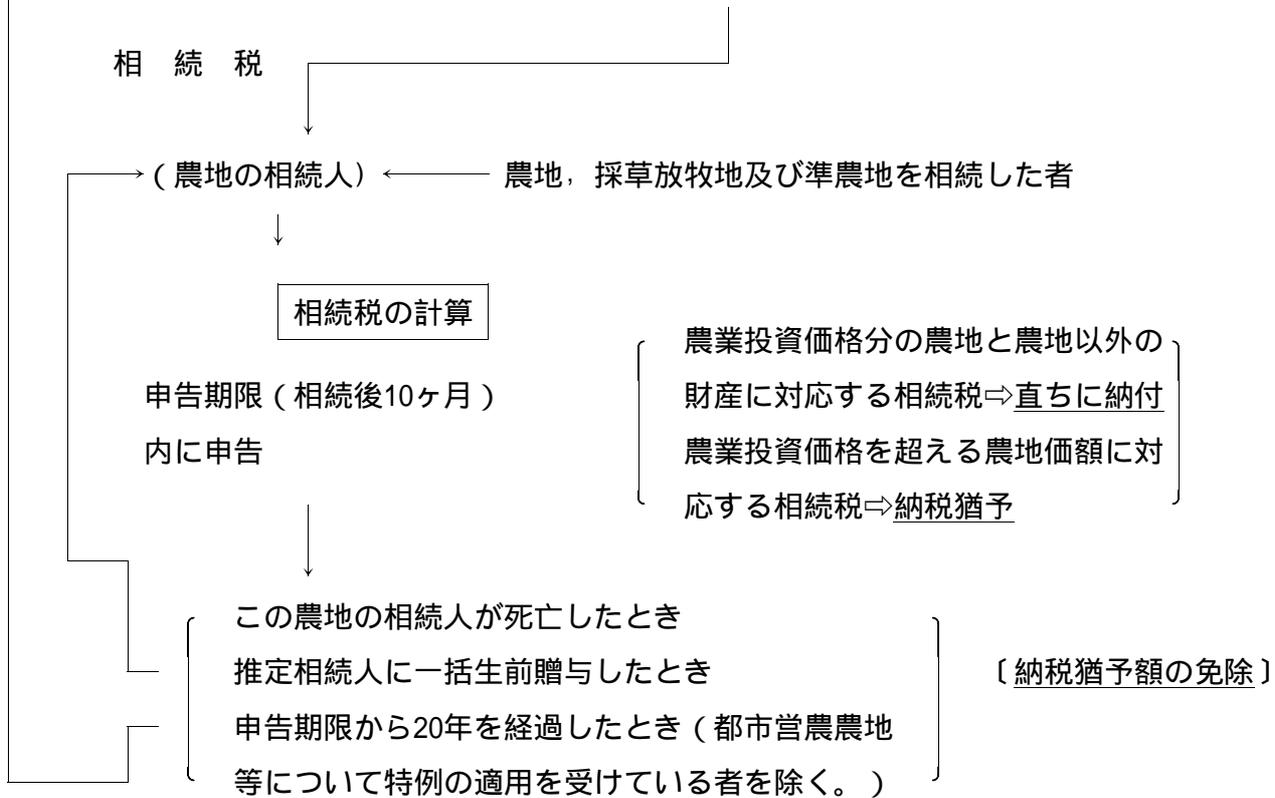
(注) 小規模宅地等が事業用宅地(事業を継続)とそれ以外のものがある場合には、適用対象面積の調整がある。

農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の特例の仕組み

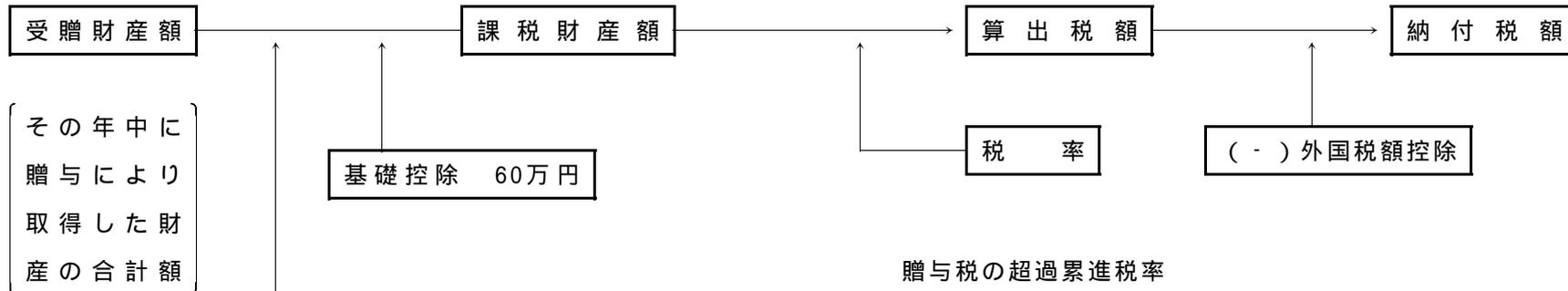
贈与税



相続税



贈与税の仕組み



その年中に
贈与により
取得した財
産の合計額

- (-) 非課税財産
 - イ 法人からの受贈財産
(所得税課税 ……一時所得)
 - ロ 扶養義務者相互間の生活費又は
教育費に充てるための受贈財産
- (-) 特別障害者に対する贈与税の非課税
(信託受益権 最高 6,000万円)
- (-) 贈与税の配偶者控除
(居住用不動産 最高 2,000万円)

贈与税の超過累進税率

10%	150万円以下
15	150万円 ~ 200万円
20	200万円 ~ 250万円
25	250万円 ~ 350万円
30	350万円 ~ 450万円
35	450万円 ~ 600万円
40	600万円 ~ 800万円
45	800万円 ~ 1,000万円
50	1,000万円 ~ 1,500万円
55	1,500万円 ~ 2,500万円
60	2,500万円 ~ 4,000万円
65	4,000万円 ~ 1億円
70	1億円超

贈与税の課税状況の推移

年次	区分	件数 (A)	課税価格		贈与税額			課税最低限	
			合計額 (B)	1件当たり金額	税額 (C)	1件当たり金額	(C) / (B)	基礎控除	配偶者控除
		件	億円	千円	百万円	千円	%	万円	万円
昭和	62年	505,667	14,185	2,805	180,875	358	12.8	60	1,000
	63	459,789	11,098	2,414	128,514	280	11.6	〃	2,000
平成	元年	527,756	21,421	4,072	292,620	554	13.6	〃	〃
	2	583,693	25,684	4,400	343,013	588	13.4	〃	〃
	3	573,155	20,593	3,593	239,204	417	11.6	〃	〃
	4	541,503	16,471	3,042	161,881	299	9.8	〃	〃
	5	554,696	17,484	3,152	159,768	295	9.1	〃	〃
	6	529,657	15,266	2,882	131,233	248	8.6	〃	〃
	7	520,701	14,570	2,798	124,143	238	8.5	〃	〃
	8	512,070	14,586	2,848	133,454	261	9.1	〃	〃
	9	486,958	14,129	2,901	129,939	267	9.2	〃	〃

- (備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による。
 2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である
 3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。

主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
相続税の課税方式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
納税義務者	相続人/受贈者	遺言執行人/贈与者	遺言執行人/贈与者	相続人/受贈者	相続人/受贈者
贈与税の課税方法/相続税との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・暦年毎に課税 ・相続前3年以内の被相続人からの贈与は相続財産と合わせて課税(贈与税額は控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与毎に過年分の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除) ・生涯にわたる贈与を累積して、遺産と合わせて課税(贈与税額は控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去7年以内の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除しない) ・相続前7年以内の贈与を累積し、遺産と合わせて課税(贈与税額は控除しないが、贈与から相続までの期間に応じて遺産税額を減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年以内の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除) ・相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税(贈与税額は控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年以内の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除) ・相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税(贈与税額は控除)
基礎控除	<p><相続税> 5,000万円+1,000万円×法定相続人数/被相続人</p> <p><贈与税> 年間60万円/受贈者</p> <p>※配偶者については、法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額までは税額控除</p>	<p><遺産税・贈与税(共通)> 220,550^{ドル}/被相続人(税額控除)</p> <p>※贈与については、年間10,000^{ドル}/受贈者の基礎控除もあり</p> <p>※配偶者への財産の移転は非課税</p>	<p><相続税> 223,000^{ポンド}/被相続人</p> <p><贈与税> 年間3,000^{ポンド}/贈与者</p> <p>※配偶者への財産の移転は非課税</p>	<p><相続税・贈与税(共通)> 配偶者:600,000^{マルク}/相続人 子女:400,000^{マルク}/相続人 その他:10,000~100,000^{マルク}/相続人</p> <p>※相続については、別に、500,000^{マルク}の配偶者控除あり</p>	<p><相続税> 配偶者:400,000^{フラン}/相続人 子女:300,000^{フラン}/相続人 独身の兄弟姉妹等: 100,000^{フラン}/相続人 その他:10,000^{フラン}/相続人</p> <p><贈与税> 配偶者:400,000^{フラン}/受贈者 子女・障害者:300,000^{フラン}/受贈者 その他:基礎控除なし</p>
税 率	<p><相続税> 10%~70% (9段階)</p> <p><贈与税> 10%~70% (13段階)</p>	<p><遺産税・贈与税(共通)> 37%(18%)~55%(55+5%) (8(17)段階)</p> <p>※税額控除方式を採用しているため、37%より低い税率区分は、最終的な税額に反映されない。</p> <p>※1,000万^{ドル}~1,718.4万^{ドル}の部分については、60%の税率が適用</p>	<p><相続税> 40% (単一)</p> <p><贈与税> 20% (単一)</p>	<p><相続税・贈与税(共通)> 配偶者・子女:7%~30% (7段階)</p> <p>※被相続人との続柄の親疎により3種類の税率表あり(最高50%)</p>	<p><相続税・贈与税(共通)> 配偶者:5%~40% (7段階) 子女:5%~40% (7段階)</p> <p>※被相続人との続柄の親疎により5種類の税率表あり(最高60%)</p> <p>※贈与税については、贈与者の年齢が75歳未満の場合は軽減税率あり</p>

(注) イギリスにおいて遺産と合わせて課税される贈与の対象は、贈与税の課税対象よりも広い。